

第2回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年8月31日（月）午後16時00分から午後17時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 2階会議室

3 出席委員 農業委員（4人） 会長 5番 内藤 仁
会長職務代理者 2番 諸橋 清隆
委員 1番 岡田 美由紀
3番 丸山 百合江

農地利用最適化推進委員（5人） 田口 代司雄
大谷 利一
遠藤 彰
佐藤 正志
山後 たか子

4 欠席委員（1人） 4番 田中 昇

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に関する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

事務局係長 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第2回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は農業委員が1名欠席ですが、総会は成立していますのでこのまま進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、1 番 岡田委員、3 番 丸山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口係長を指名いたします。

議 長 まずは諸般の報告がございます。総会日程の裏面をご確認ください。

○農業委員会中越協議会総会

期 日：令和8年8月4日

会 場：ラポート十日町

出席者：内藤会長、内藤事務局長

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。
農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によると、先代の頃より農地法の許可を得ることなく車庫等を建設し、昭和59頃から住宅敷地として利用していたとのことでした。当時の工事およびその手続きについては先代に一任していたため詳細は不明ですが、農地法の理解が不足しており、必要な許可を受けずに今に至ったとのこと。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

判断基準から見た当該地番は農用地区域外かつ地域計画区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

議 長 本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありましたら説明をお願いします。

1 番 8月7日(金曜日)に現地確認をし、現地は議事資料の写真のとおりとなっております。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地につきましては、農用地区域外かつ地域計画区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

 (意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

 (異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号について許可します。

議 長 続きまして議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に関する意見について、事務局より説明願います。

事 務 局 それでは議案第2号について説明します。

 本件は中間管理機構を通して新たに契約を締結するものです。町が促進計画案を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされており、町当局から意見聴取の依頼を受けているところです。従いまして、計画案に対して意見等がなければ、「意見なし・適当」の旨を回答することをお諮りするものです。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 当該農地につきましては、所有者は亡き〇〇氏名義となっておりますが、相続放棄等により、現在、所有者を確認することができない所有者不明農地となっております。

 このため、農地法に基づき、農地中間管理機構による農地中間管理権の設定について、2か月間の公示を行いました。所有者等からの申出がなかったことから、新潟県知事に対し裁定の申請を行いました。その結果、令和8年8月7日付けで新潟県知事による裁定が行われたことから、今回、この裁定に基づき、農用地利用集積等促進計画を設定するものです。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

5 番 今回の所有者不明農地について、利用権の存続期間は5年間となるのか。また、利用権の始期までに新潟地方法務局柏崎支局へ補償金を供託するとあるが、5年分の補償金を一括して支払うのか。

事務局 今回の裁定では、利用権の存続期間は5年間となります。補償金については、県農林公社が利用権の始期までに5年分を一括して供託し、耕作者からは県農林公社に対して1年ごとに支払うこととなります。このため、県農林公社が一時的に負担する形となります。

2 番 所有者不明農地制度における農業委員会の探索範囲はどこまでか。

事務局 所有者不明農地制度における農業委員会による探索の範囲は、登記名義人の配偶者及び子までとなっています。今回の農地については、当該範囲を探索した結果、該当する者がいなかったため、所有者不明農地に係る公示を行い、その後、県知事による裁定の手續に進みました。

遠藤推進員 存続期間の期日を迎えると、再度更新は可能か。

事務局 存続期間の満了後も、引き続き所有者不明の状態である場合は、今回と同様の手續を経ることで、改めて利用権を設定することが可能です。

議長 そのほか、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号について承認します。

議長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 では、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 8 年 8 月 31 日

議 長 ⑩

議事録署名委員
1 番 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩